

蓮田市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

蓮田市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（大宮支店取扱い。以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方が保有する情報やネットワークなどの知的・人的資源を活用しながら、健康づくりやスポーツ振興など、複数の施策・事業において、連携・協力して取り組むことにより、地方創生の更なる推進を図り、もって持続的なまちを実現することを目的とする。

（誠実対応義務）

第2条 前条の目的達成のため、甲及び乙は、互いの価値を認め立場を尊重し合い、誠意をもって積極的に連携を行うものとする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- (1) 市民の健康の維持増進に関すること。
- (2) 市内スポーツの振興に関すること。
- (3) 防災・災害対策に関すること。
- (4) その他本協定における目的の達成に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定するものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。この場合において、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（機密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から書面による変更又は解除の申出がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできないものとする。

（定めのない事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和3年8月23日

甲 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

蓮田市

蓮田市長

申野和信

乙 埼玉県上尾市瓦葺929番地1

大塚製薬株式会社

ニュートラシューティカルズ事業部

大宮支店 支店長

平吹秀司